

【不戦試合に関する規定】

リーグ事務局

不戦試合の手続き cf.リーグ実施要項 「順位決定」(2)

- ・2週間前までに、副運営委員長【日程担当】に試合ができない旨を連絡する。

注意

- ・申請チームおよびその対戦チームが担当する審判・当番については、申請チームがすべて代行する。

ただし事情によってはチーム間での調整も可とする。

- ・申請チームは、所定の用紙を使い、不戦試合についての修正事項について1週間前までに、再度確認のため副運営委員長【日程担当】宛にメールにて報告する。その際、審判・当番など、チーム間で調整した場合は、それも漏らさずに記入して報告すること。

(*) 各期日は当日24時をもって期限とする。

2週間前・・・4/15(日)の試合 → 4/1(日)24時が申請期限

- ・本件に関し、万一当日審判や当番の不履行があった場合、その担当が申請チームのものではなかった場合でも、担当チーム同様、申請チームもリーグ実施要項に従い処分されるものとする。

不戦試合に関する規定

- ・チーム事情以外での不戦の場合(天候、施設側、連盟事情ほか) → リーグ事務局にて再試合日程を発表。

- ・チーム事情による不戦の場合 → 基本的に不戦申請チームの不戦敗とする。

(勝点、点数) * リーグ実施要項「順位決定」(2)

(例外)

以下の条件に限り、再試合の調整を認める。

条件：不戦試合の申請が2週間前までにリーグ事務局への申請が行われ、かつ、1週間前までに副運営委員長(日程担当)あてに当日の調整などを済ませた報告を完了している場合。

<再試合の開催について>

リーグ事務局の指示に従い行う。(※別紙参照)

概要

- ・11月末までにチームにおいて会場・審判を手配し、相手と調整したうえで消化する。
 - ・開催については、副運営委員長【日程担当】に対し開催の1週間前までに再試合予定を報告し、開催後は結果を通常の手続きに従い副運営委員長【集計担当】に報告する。
 - ・審判について、対戦チーム以外の第三者とする。→日本協会認定サッカー有級審判員
 - ・当番については、対戦する両チームより最低1名ずつ選出し運営にあたる。
- 11月末までに、消化できなかった場合は、申請チームの不戦敗(勝点0、0-4)とする。

12月以降予定された試合については、再試合を認めないものとする。

以上